

除却工事



補助額

上限 **40万円**

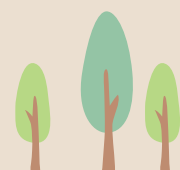
費用の目安(補助事例) 診断費110万円＝公的負担40万円＋本人負担70万円

●対象建築物(全ての要件に該当)

- 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準によって建築された木造住宅(長屋・共同住宅含む)
- 既に診断されたもので、一般診断法または精密診断法による上部構造評点が1.0未満。または、(一財)日本建築防災協会編集の「誰でもできるわが家の耐震診断」の結果が7点以下

●補助対象者(その他諸条件があります。詳細はHPまたはお問い合わせください)

- 住宅の所有者等の属する世帯の直近の市・府民税の課税標準額が507万円未満
- 市税(市・府民税、固定資産税および都市計画税)に滞納がない



補助制度利用者の事例



耐震シェルター

自宅の全てを改修できない場合は、寝室に耐震シェルター設置工事を行うことで、就寝中の地震の備えになります。

工事中



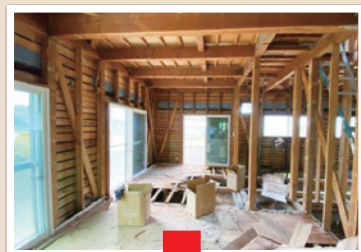
完成



耐震改修

筋交いや柱とはりを接合する金物を新設し、既存の壁を地震に強い壁に変更することで耐震性を高めるとともに、デザイン性にもこだわっています。

工事中



完成



ブロック塀改修

既存のブロック塀を全撤去した後、高さ60cm以下のブロック塀と軽量なフェンスを新設しています。

改修前

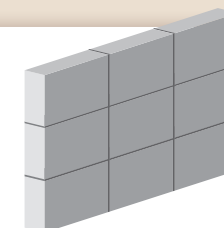


改修後



ブロック塀も倒壊対策が必要です

3年前に発生した大阪府北部地震での被害から、ブロック塀の倒壊対策の重要性が広く認識されるようになっていきます。市では高さ60cm以上のブロック塀に関する補助制度を設けていますので、活用してください。



交野市ブロック塀等撤去・改修促進事業補助金制度

補助額

撤去・改修とも **工事費の8割**
(上限は撤去10万円、改修20万円)

費用の目安(補助事例) 工事費約41万円＝補助額30万円＋本人負担約11万円

工事費54万5,000円＝補助額30万円＋本人負担24万5,000円

●補助対象者(その他諸条件があります。詳細はHPまたはお問い合わせください)

- 交野市内に存するブロック塀等の所有者であって、当該ブロック塀等を撤去および改修するもの
- 市税の納付が滞っていないもの
- 国、府または市の施行する公共事業等の補償の対象となっていないもの

●対象となるブロック塀等

- 撤去するブロック塀等の高さ(道路面からの高さ)が、60cm以上のもの
- ブロック塀等の一部を撤去する場合は、撤去した後のブロック塀等の高さが全て60cm以下になる
- ブロック塀等が道路内に残存、または水路等の公共施設に突出しない
- 改修により新たなブロック塀等を設置する場合、その高さがすべて60cm以下とし、60cmを超える場合は、軽量なフェンスとする
- 撤去するブロック塀等がなく、新たに設置する場合は、補助対象外
- 道路に面するコンクリートブロック塀、石塀、コンクリート塀、レンガ塀、土塀

ブロック塀が倒壊した場合の所有者の法的責任

土地工作物責任とは？

土地の工作物(建物、ブロック塀等)の設置または保存につき、工作物が通常備えているべき安全性を欠いていたことにより、他人に損害が発生した場合には**土地の工作物の占有者および所有者が賠償責任を負う**ことになります(民法第717条第1項)。

もし、自己の所有する建物やブロック塀が通常備えているべき安全性を欠いていた場合には、所有者がそのことを知っている場合だけでなく、知らなくても仕方がないといえる(無過失)場合であっても、**所有者は被害者に対して損害賠償責任を負います**。

ブロック塀を設置したときに通常備えているべき安全性を有していたものの、その後の維持管理の過程で老朽化等に伴い通常備えているべき安全性を欠いた場合でも、**所有者として土地の工作物責任を負います**。

自宅や所有する建物にブロック塀が通常備えているべき安全性を欠いている場合には、**所有者として土地の工作物責任を負う**リスクがあります。

なお、想定外の大震災や台風を原因とする場合であっても所有者としての責任を免れることはできません。

総務課長(法務職)弁護士 村手香織